

タクシーの運賃制度について

運賃の道路運送法上の規定

○道路運送法(昭和26年法律第183号)(抄)

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
- 一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。
 - 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。
 - 四 運賃及び料金が対距離制による場合であつて、国土交通大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであること。

3・4 (略)

運賃の改正タクシー特措法上の規定

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）（抄）

（運賃の範囲の指定）

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により指定する運賃の範囲は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること。
- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 三 道路運送法第九条第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

（運賃の届出等）

第十六条の四 第十六条第一項の規定により運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該運賃の範囲の適用後に当該特定地域又は準特定地域において行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の運賃は、当該特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の規定により指定された運賃の範囲内で定めなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により届け出られた運賃が、前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、期間を定めてその運賃を変更すべきことを命ずることができる。

4～9 （略）

運賃制度の比較

自動認可運賃制度

- ◆ 事業者の申請に基づき、個々の事業者ごとに認可する仕組み。
- ◆ 特定地域・準特定地域以外の地域に適用

〔 自動認可運賃 〕

- 運賃ブロック（全国98ブロック）毎に自動認可運賃を設定。
- 自動認可運賃は、個別事業者の審査を省略したとしても、道路運送法に定める運賃の認可基準に適合すると合理的に推認しうるものとして、上限と下限の幅をあらかじめ設定している。
- 自動認可運賃内の申請が出されれば、個別審査をせずに、自動的に認可される。

〔 下限割れ運賃の扱い 〕

- 幅の下限を下回る運賃は、厳格な審査を個別に実施。
- 認可に当たっては、1年の期限が設定される等の条件が付される。

公定幅運賃制度

- ◆ 国土交通大臣が指定した運賃の範囲(公定幅運賃)の中で、事業者が運賃を選択し、届け出る仕組み。
- ◆ 特定地域・準特定地域に指定された地域に適用

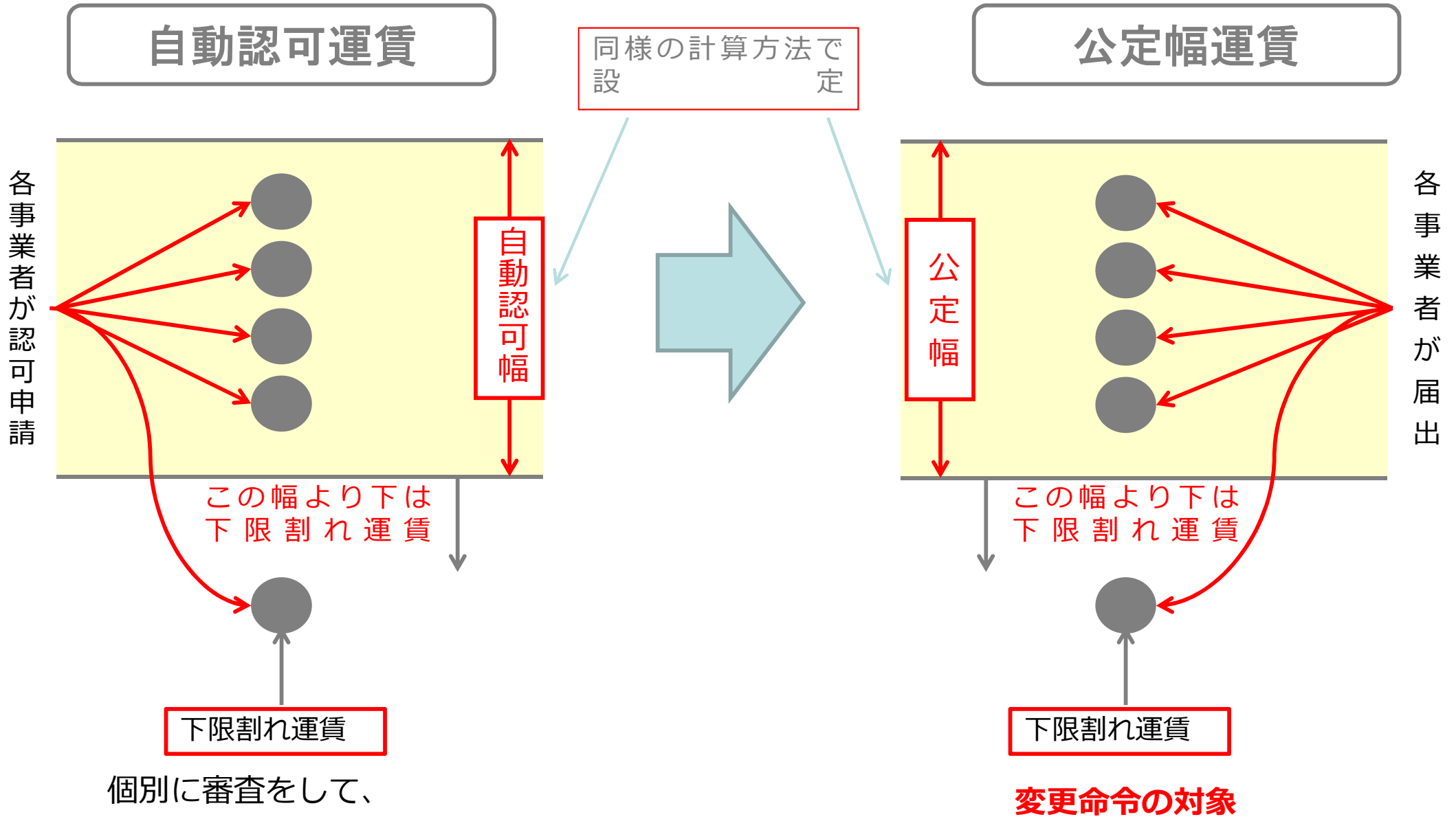
〔 公定幅運賃 〕

- 特定地域・準特定地域ごとに公定幅運賃を指定。
- 公定幅運賃については、自動認可運賃と同様の計算方法で設定している。
- 事業者は、指定された公定幅運賃の中で、運賃を選択し、届け出なければならない。

〔 下限割れ運賃の扱い 〕

- 公定幅外の運賃については、複数回の指導や勧告を経た上で、運賃変更命令（行政処分）の対象となる。

自動認可運賃と公定幅運賃の違い



個別に審査をして、
黒字なら ○ (認可)
赤字なら × (却下)

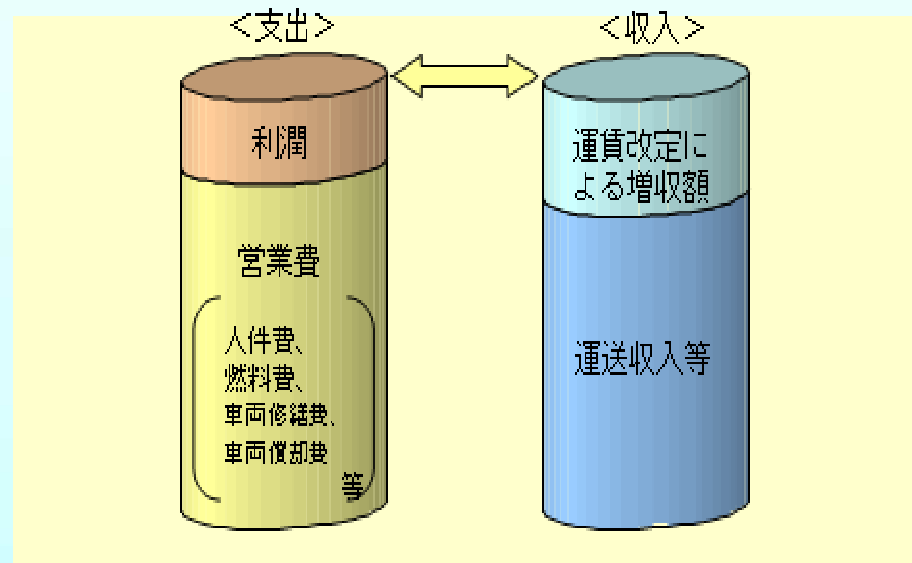
変更命令の対象

運賃幅の決定方式について

総括原価方式

タクシーの運賃については、タクシー事業の経営に必要な営業費(人件費、燃料費等)に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれと等しくするように運賃水準を決定する「総括原価方式」が用いられている。

<総括原価方式のイメージ図>



運賃幅の設定について

○上限運賃

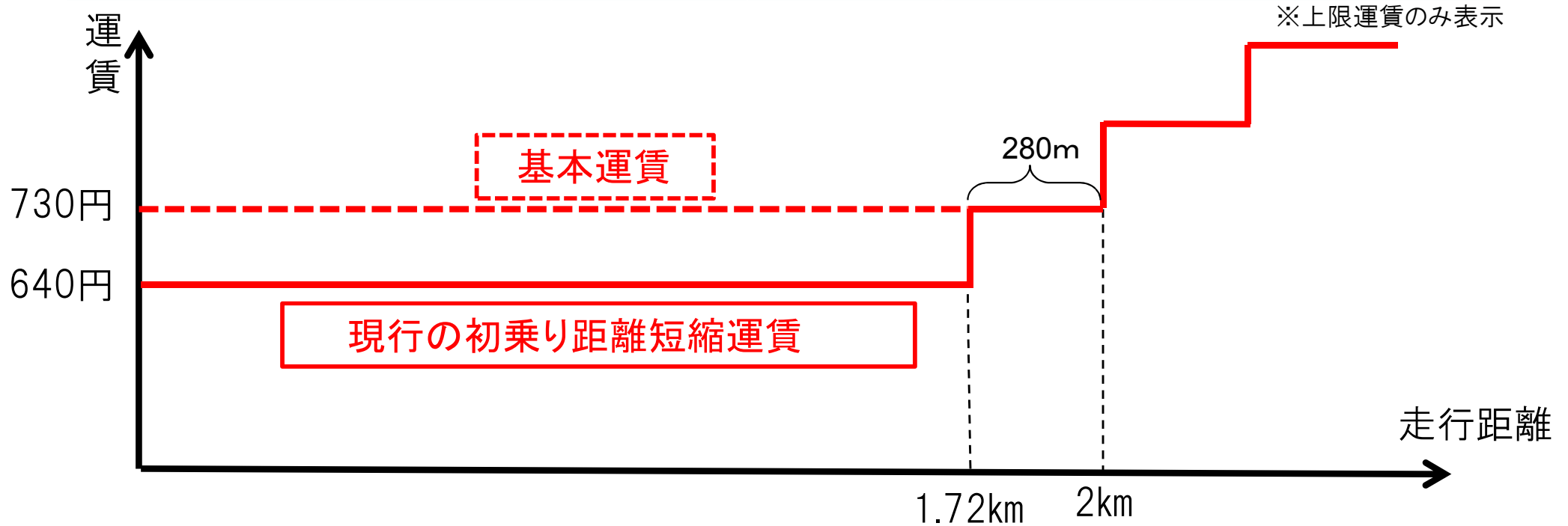
上限運賃の設定については、運賃ブロック毎(全国98ブロック)に事業者の申請を受け付け、当該運賃ブロックの中で、標準的な経営状況にあると考えられる事業者(原価計算対象事業者)の原価を基礎として平均原価を算出し、これに見合うように運賃水準が設定される。

○下限運賃

原価計算対象事業者の中でも、他の事業者に比べ、特に“効率的な経営”を行った場合にも収支が償う水準の運賃という考え方で設定される。

現行の初乗距離短縮運賃（東京特別武三交通圏）

	初乗距離	初乗運賃	加算距離	加算運賃	備考
基本運賃	2.0km	730円	280m	90円	
現行の初乗り距離短縮運賃	1.72km	640円	280m	90円	初乗距離は、加算距離1回分を短縮



【初乗短縮運賃の設定】

- 協議会の意見に基づき、公定幅運賃のベースとなる初乗運賃に加えて、加算距離・加算運賃を1回又は複数回分控除した初乗短縮運賃を設定することができ、事業者の判断で選択できる。
- 初乗距離を短縮する回数は、協議会の意見に基づき決定する。

特定地域及び準特定地域の公定幅運賃における初乗短縮の設定状況

※平成27年9月1日現在

○特定地域(4地域)

都道府県	特定地域	初乗距離から減ずる加算距離の回数	初乗距離	初乗運賃	初乗短縮の場合	
					初乗距離	初乗運賃
広島県	広島交通圏	1回	1.5 km	630円	1.174 km	550円
岡山県	倉敷交通圏	2回	1.5 km	630円	0.892 km	470円
福岡県	北九州交通圏	2回	1.6 km	670円	0.956 km	510円
熊本県	熊本交通圏	2回	1.5 km	660円	0.846 km	500円

○初乗短縮の効果と課題

【効果】

- ・近距離需要の増加
- ・高齢者・身障者等の利便性向上

【課題】

- ・事業者の営業収入減
- ・歩合制賃金に基づく運転者給与の減

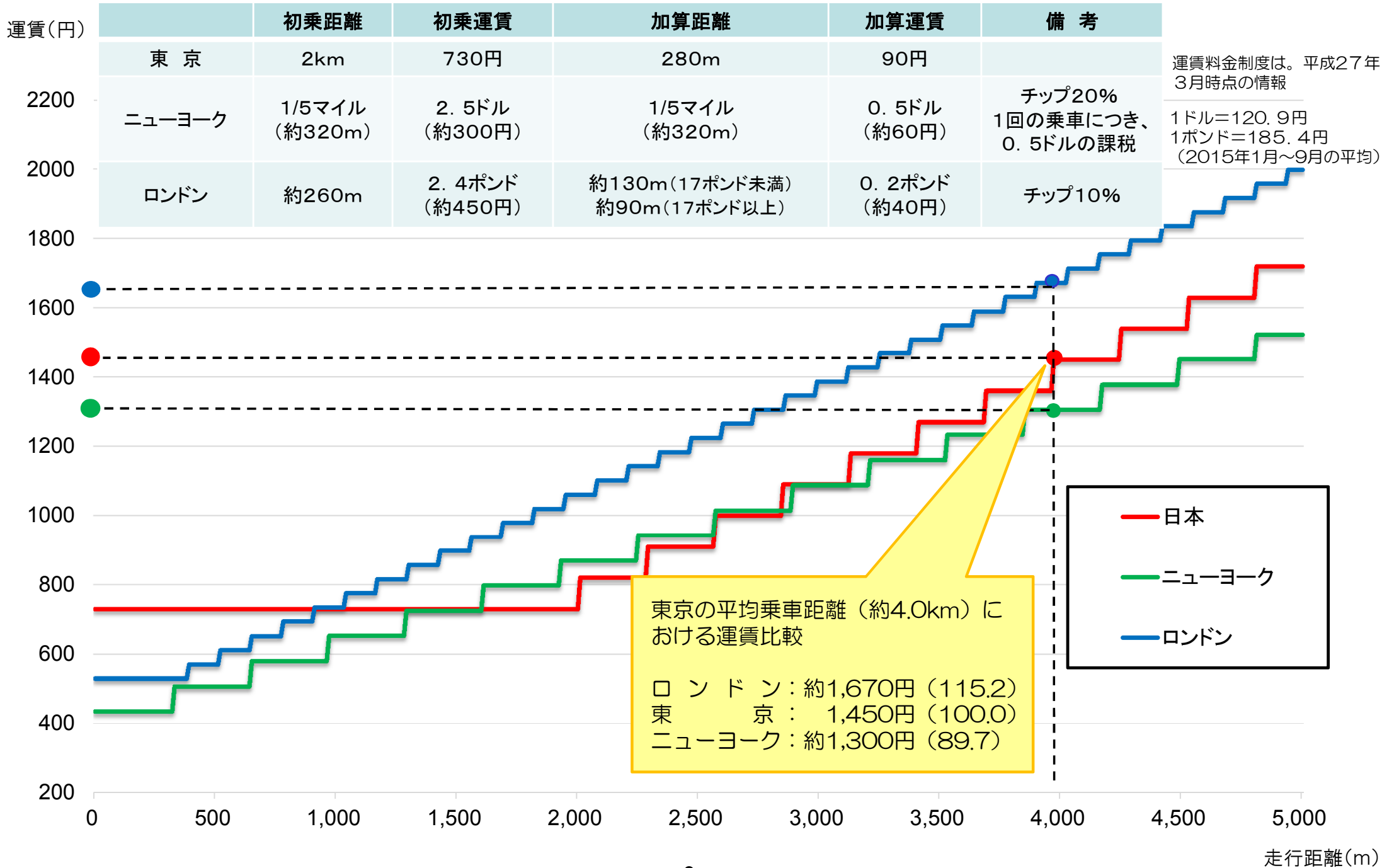
○準特定地域(25地域)

都道府県	準特定地域	初乗距離から減ずる加算距離の回数	初乗距離	初乗運賃	初乗短縮の場合	
					初乗距離	初乗運賃
東京都	特別区・武三交通圏	1回	2 km	730円	1.72 km	640円
	北多摩交通圏					
	西多摩交通圏					
	南多摩交通圏					
千葉県	千葉交通圏	4回	2 km	730円	0.844 km	370円
	市原交通圏					
大阪府	大阪市域交通圏	4回	2 km	680円	0.936 km	360円
広島県	三原市	1回	1.5 km	580円	1.161 km	500円
	尾道市					
	福山交通圏					
岡山県	岡山市	2回	1.5 km	630円	0.892 km	470円
	津山市					

都道府県	準特定地域	初乗距離から減ずる加算距離の回数	初乗距離	初乗運賃	初乗短縮の場合	
					初乗距離	初乗運賃
山口県	山口市	1回	1.5 km	630円	1.201 km	550円
	岩国交通圏					
	周南市					
	防府市					
	宇部市					
	下関市					
福岡県	福岡交通圏	2回	1.6 km	670円	1.194 km	570円
	筑豊交通圏	2回	1.5 km	640円	0.864 km	480円
	久留米市					
佐賀県	大牟田市	2回	1.5 km	640円	0.874 km	480円
	佐賀市					
熊本県	唐津市	2回	1.5 km	660円	0.846 km	500円
	八代交通圏					

1回短縮 14地域、2回短縮 12地域、4回短縮 3地域、計 29地域

タクシー運賃の国際比較（東京・ニューヨーク・ロンドン）



タクシー運賃・料金体系

